

第 1 回東京都廃棄物審議会
廃棄物部会

速 記 録

日 時：平成27年 7 月29日（水） 10:06～12:02

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室26

○小林計画課長 改めまして、おはようございます。計画課長、小林でございます。

部会長、本日の部会を始める前に、7月16日付で資源循環推進部の両部長が異動によって代わりましたので、先にご挨拶をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○谷上資源循環推進部長 7月16日付で齊藤の後任で資源循環推進部長になりました谷上と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

○野崎調整担当部長 同じく調整担当部長を仰せつかりました野崎でございます。あわせてスーパーエコタウン担当部長も兼務させていただきます。先生方、よろしくお願いいたします。

○小林計画課長 部会長、よろしくお願いいたします。

○田中会長 皆さん、おはようございます。

それでは、これから第1回の「廃棄物部会」を開催いたします。

審議に先立ちまして、事務局から出欠状況などの確認をお願いいたします。

○小林計画課長 それでは、私から。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、また、お暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。本日は、委員全員の出席をいただいておりますので、当然、定足数を満たしているということで御報告させていただきます。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

まず、頭が次第のダブルクリップ止めの一束の資料がございます。次第をめくっていただきますと、委員の名簿。

それから、ホチキス止めA4横使いの「資源循環施策の方向性（案）」という資料。

それをめくっていただきますと、別紙ということで「政策の方向性」。

めくっていただきまして、超高齢化・人口減社会における云々の資料。

めくっていただきますと、資料3、さらに次のページ、別紙が2枚ございまして、参考資料になります。「我が国の」という参考資料でございます。それが4枚ついて一束になってございます。

それとは別に、机上配付のバラで配付させていただいている資料でございますけれども、座席表のほかに、今後の廃棄物部会の開催スケジュール。

次に、第29回の環境審議会の委員発言メモ、これは7月22日に開催されたものでございます。

その次にホチキス止めで6月10日に開催された廃棄物審議会の委員発言メモ。

最後に2枚、米谷委員からの提言と、さらに建設廃棄物協同組合からの要望・意見、それぞれ1枚ずつでございます。

また、委員の皆様の席上には、前回6月10日に開催した審議会の際に配付した資料と前回議事録をファイリングして置いてございます。

事務局からは以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

初めに、部会長代理についてですが、運営要綱の第7第5項で部会長に事故があるとき、または、部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理するという事項がございます。そこで、私のほうから部会長

代理を指名させていただきたいと思います。

宮脇委員に部会長代理をお願いしたいと思います。宮脇委員、他の委員の皆様、よろしくをお願いいたします。

○宮脇委員　お願いいたします。

○田中会長　それでは、これより本日の議題に入りたいと思いますが、廃棄物マネジメントというのは、基本的には3Rの促進と廃棄物の適正処理というのがアプローチとしては、世界共通のアプローチだと思います。

それで、廃棄物審議会の中の廃棄物部会ですので、基本的には廃棄物処理の現状をレビューし、そして、課題を明確にし、その課題を少しでも解決する方向に持っていくような取りまとめができればいいなと思っております。

そういう意味で、きょうは幾つかの資料が準備されております。1つ目は、資源循環施策の方向性についてということと、その後、建設廃棄物処理の現状と課題などについて御議論いただく予定です。

それでは、初めに議題1の資源循環施策の方向性について、事務局より報告説明をお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長　資源循環推進専門課長の古澤でございます。私のほうから、お手元の資料2に基づきまして、A4横の資料でございますが、こちらで「資源循環施策の方向性（案）」ということで御説明をさせていただければと思います。

おめくりいただきまして、目次の後ろ、1ページ目のところに「課題認識」と記載してございます。これから資源の制約、環境面でのいろいろな制約がますます高まっていく中、廃棄物の3Rという政策から、さらに踏み出してサプライチェーン全体を視野に入れた持続可能な資源利用を推進していく必要があると認識をしております。

廃棄物の処理だけを見ましても、この間、最終処分量は2000年当時から比べますと約6割も減少しているというところがありますが、なかなか下げどまりといいますか、これ以上下らないような傾向が続いている。これは前回の総会のときにも御議論いただいたとおりでございます。

また、一方で廃家電の不適正処理、あるいは違法輸出等といった問題も生じておりますので、引き続き3R・適正処理といったものの徹底はさらに必要だという状況にございます。

また、あわせまして、首都直下型地震等に備えて、これまでの震災の経験を踏まえて、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するという対策を強化していくことが必要だと認識してございます。

こういったことを踏まえまして、方向性といましては、基本的には2020年のオリンピック・パラリンピックを東京は迎えますので、その後を見据えつつ、東京の活力を力強く維持・発展させていくためには、企業、関係団体、自治体等との連携を強化して、持続可能な資源利用を実現していく、こういうような方向性を基本認識として持っております。

おめくりいただきまして、2ページですが、「政策の方向性」といましては、政策の柱としまして、今、申し上げました3R・適正処理を発展させて、さらにサプライチェーン全体を視野に入れて持続可能な資源利用を推進していくのだということで上のほうに書いてございます。内容は、今、お話しした内容でございます。

○の2つ目のところでは、静脈ビジネスの発展を促進、あるいは、有害廃棄物を含む廃

棄物の適正処理、不法投棄防止、こちらの環境リスクの低減ということも触れてございます。

主な具体的な施策としましては、大きく3つに分けられるのかと今の時点では認識をしております。

1つ目が持続可能な資源利用の推進ということで、この部分につきましては、今年の3月に「『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」ということで都で策定いたしまして、発表させていただいた内容を記載しております。施策の柱といたしまして3つ立てております。資源ロスの削減の促進、エコマテリアルの利用の促進、廃棄物の循環利用の更なる促進という3本柱でございます。

残りの2つは、廃棄物の適正処理の促進につきましては、今、申し上げた静脈ビジネスの発展、有害物質を含む廃棄物、廃家電等の適正処理、不法投棄等の防止対策の強化、あるいは、災害廃棄物対策につきましては、首都直下型地震への備えということで記載をしております。

次の3ページのほうにお移りいただきまして、「持続可能な資源利用」の推進という、今もお話ししました3本柱について内容を振り返っておきますと、資源ロスの削減ということでは、特にまず1つ目は、やはり食品ロスということで、日本全体で見ますと年間500万トン、600万トンという大変な量が無駄に処分されてしまっている。こういった食品ロスをどうやって削減していくか。あるいは、私たちの身の回りにある使い捨て製品のようなものをどうやって見直していくかということが大きな課題であるというふうに認識をしております。

2つ目の「エコマテリアルの利用の促進」につきましては、ここでは、1つは木材の問題を取り上げてございますが、違法伐採リスクのある木材の輸入も問題になっている中で、国産材や森林認証木材等の利用、あるいは、コンクリート、きょう後ほど建設廃棄物のところでも少し御説明をさせていただきたいと思いますが、コンクリートから製造いたしました再生砕石、あるいは再生骨材、再生骨材コンクリート、こういった低炭素、自然共生、循環型の資材というものの推進をしていく必要があるというふうに認識しております。

3点目が「廃棄物の循環利用の更なる促進」でございます。とりわけ、前回の総会でも御指摘がありましたとおり、東京の場合にはオフィスビルとか商業ビルなどから排出されます事業系の廃棄物というのが、一般廃棄物と産業廃棄物の両方が出るものですが、こういったものの分別ルールを通じてリサイクルをさらに促進していく必要があると考えております。

裏ページを御覧ください。4ページ目のところでございます。こちらに関しては、今の3つの柱をどのように推進していくかということで記載しております。

1つ目が、「企業・関係団体等との連携」ということで、これは一昨日、プレス発表いたしまして、先進企業、関係団体と共同したモデル事業ということで、現在、公募をしております。先ほどの3本柱に関連するモデル事業ということで、今、幅広く提案を募っているところでございます。

2点目の「区市町村の連携」につきましては、今年の3月に都内の区市町村の皆さんと共同の検討会を設立いたしまして、例えば事業系廃棄物対策であるとか、そういったことについて議論を進めているというところでございます。

3つ目に、今、御審議いただいております「新たな廃棄物処理計画の策定」ということでございますが、右のほうに簡単な絵を描いてございます。現在、東京都環境審議会におきまして、東京都環境基本計画について審議をいただいております。それも合わせまして、こちらの廃棄物審議会のほうでは廃棄物処理計画について審議をいただいているということになります。実は、今、この御説明をしております資料2は、先週の東京都環境審議会資源循環施策分野に関して方向性を御議論いただいたときの資料と同じもので御説明を差し上げております。

続きまして、「廃棄物の適正処理の促進」というところで資料の5ページにお移りください。このあたりは、これまでも取り組んできた施策をさらに引き続き推進していかなければならないといった分野でございますが、1つ目の「静脈ビジネスの発展」ということでは、東京都では産業廃棄物処理業者の第三者評価制度ということで、産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルという形で評価するという制度を実施しております。現在、254社が産廃エキスパートないしプロフェッショナルの認定を受けているという状況でございます。

2つ目の有害物質を含む廃棄物等に関してですが、PCB廃棄物につきましては、期限が正式に延びまして2027年ということになりましたので、2027年3月の期限までにきっちり処理をしていく。

それから、水銀含有廃棄物は、医療機関で使われます血圧計とか水銀体温計のようなものもございます。あるいは、御家庭の蛍光管のようなものもございます。こういったものの適正処理を推進して、環境への排出を抑えていくということが課題になっているということでございます。

また、廃家電等が不適正に処理をされる、あるいは、場合によっては違法に輸出をされるということの状況も絶えていないということがございますので、これを防止していくための立ち入り指導等を進めているところでございます。

あわせて、不法投棄対策につきましては、引き続き他自治体と連携したパトロール、あるいは、厳正な行政処分等の対応を進めておるところですが、右の写真に「産廃スクラム32」とありますが、これは関東・甲信越、静岡、福島、福島の県・市の他自治体の皆さんと、全部で32自治体が連携をして産廃の不法投棄防止等に取り組んでいるというような事業でございます。

裏面にお進みください。「災害廃棄物対策の強化」でございます。これは、この間の東日本大震災、そして、大島の土砂災害等の災害廃棄物処理のこれまでの経験を生かして、首都直下型地震等に備えて災害廃棄物の処理計画を策定し、あるいは、瓦れき処理マニュアル等をきっちり整備していくということが改めて求められているという課題でございます。国のほうでも、現在、広域的な対応についていろいろ議論が進められているということだと思っておりますが、廃棄物処理法も改正になりまして、災害廃棄物対策につきましても廃棄物処理計画に盛り込まなければなりません。災害廃棄物処理計画の策定ということも検討していくというような考えでおります。

最後に、次のページとその裏ページで資源の全般的な流れについて簡単な図表をつけさせていただきました。

まず、参考資料1のほうは、日本の2012年の物質フローを環境白書の数字を持ってきた

ものですが、こちらの図で御説明しておりますのは、日本で使われている総物質量は16.1億トン、そのうち天然資源等だけ見ても13.6億トンあって、再生資源は2.4億トンという形になっている。特に天然資源を採取する段階では、食料や木材を生産するために森林が減少していく、あるいは、違法な伐採が行われる、あるいは、水が大量に消費されるということが、日本の場合には特に多くの資源を輸入に頼っているというような状況もございますので、海外のとりわけ途上国で大きな問題が生じているということに、私たちの資源の利用も大いに関わっているという認識をしております。

それから、最後のページには持続可能な資源利用というテーマにつきまして、現在の国際的な動きの主なものを記載してございます。

1つ目、左側は、先日の廃棄物審議会総会でも委員からお話が出ました国連の持続可能な開発目標でございます。これは、今年の9月の国連総会でミレニアム開発目標に代わる新たな目標ということで採択をされる予定というふうに聞いておりますが、キーポイントとして、持続可能な消費及び生産ということが12番目の目標として掲げられている。その具体的な内容の中には、例えば食品ロス、食品廃棄物の削減とか、3Rの推進とか、持続可能な公共調達というような項目が盛り込まれて国際的な目標として位置づけられていくということが見込まれております。

また、右のほうのG7のエルマウ・サミットですが、6月の首脳宣言では、責任あるサプライチェーンとか、あるいは、資源効率性のためのアライアンスということで、G7としてもまさに持続可能な資源利用に直接かかわる課題に取り組んでいくという方向性が打ち出されました。来年のサミットのG7の議長国は日本ですので、我が国全体としても大きな課題になってきていると認識をしております。

以上が資源循環施策の方向性ということで、案としてお示ししております。

あわせて、その後ろに別紙で2枚つけさせていただいております。既に全般的なこういった施策の方向性については、前回の総会でいろいろな御指摘を委員の先生方からいただきました。別紙の丸が2つ重なっております図につきましては、前回、総会のときに簡単にお示した図の中にいろいろ書き込んでみたものでございます。

上のほうに、今、お話をしました資料2の内容で、廃棄物の3R・適正処理をさらに発展させて、サプライチェーン全体を視野に入れた持続可能な資源利用を推進するということで記載してございます。その下に2つ区分をしてございます。

さらに、その下の図の中にはアンダーラインを引いておりますのは、前回の総会のときに委員の先生方から御指摘があった事項についてレイアウトをしてみたということでございます。

国連の持続可能な開発目標のお話もございました。廃棄物処理システム全体を最適で、かつ、効率的なものにしていかななくてはならないという御指摘もございました。また、超高齢化とか人口減社会へのいろいろな対応ということも議論に多く出たというふうに認識をしております。そのほか、個別の品目につきましても、左のほうではレジ袋、食品ロス、建築物の長寿命化、あるいは、水銀含有廃棄物、海岸漂着物、建設廃棄物、事業系廃棄物というようなことについて御指摘がございました。

さらに、規制の関連につきましても、処分業に関する規制等のあり方、あるいは、廃棄物処理、リサイクル産業についての位置づけというようなことについても御発言があった

と思います。

それから、区市町村との関係につきましては、区市町村等との連携、あるいは、東京都としてリーダーシップを発揮すべきというような御指摘もございました。

さらには、全般的なことですが、2030年をターゲットということですが、やはり2050年ぐらいを見据えた上で2030年がターゲットだろうというような御指摘もあったかと思っております。

このあたりを踏まえて、委員の皆様からいただいた御指摘を踏まえて、改めて本審議会の中でいろいろ御議論をいただいて、全般的な政策の方向性について固めてまいりたいというふうに思っております。

その次のページにつけましたのが、超高齢化・人口減社会ということで、前回もいろいろ御議論いただきました。このペーパーの裏を見てくださいと、裏面のほうに東京都の人口予測というものを数字でお示ししてございます。今、東京の場合には2020年がピークというふうに予測をされておりますが、一番右側、2060年になっておりますが、2020年以降は全体としての人口減がどんどん進んでいく。あるいは、全体の中で高齢者人口の比率が高まっていく。2050年、あるいは2060年になると65歳以上の人口が3割、4割というような数字が予測されております。

それから、その下のグラフでは、そういった中で単独世帯の比率も増えていく。特に高齢単独世帯の比率がどんどん増えていくということが推計をされているというグラフになって御紹介をしております。

このような今後の見通しを踏まえまして、では、それが廃棄物処理にどういう影響が出てくるのだろうということで、前回御指摘のあった内容も含めて、表のページに戻っていただいたところに何項目か掲げています。1つはごみの排出量とか組成も変わってくるだろう。あるいは、ごみを排出する、分別で排出してくることがなかなか困難になってくることも考えられるだろう。それから、遺品等の処分について、今のルールはまだ不十分ではないかというようなこともございます。在宅医療廃棄物もまた増えてくるだろう。それから、高齢化の進行で若年層が減ってくる労働力の不足ということで既に顕在化しているというような問題もあるということで整理させていただきました。

以上が私のほうからの施策の方向性全般にかかわる資料の御説明でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

新たな資源循環施策のイメージや議論の方向性をまとめていただきました。事前に資料もお送りいただいておりますが、資料2について御意見、御質問などがありましたら、ネームプレートを立てていただければと思います。

今、説明された中に結構幅広い役割が、国際的に取り組むもの、世界中でやらなくてはならないものと、日本政府としてやるべきものと、東京都、東京都の中の各市町村、各家庭でという階層になっていきますね。世界でということでは、国連地球サミットが定期的に10年に1回開かれて、サステナブルソサエティーをつくるということでいろいろ提言されております。1992年がリオのサミットで、アジェンダ21という21世紀でやるべきことというのが出されております。今日の資料でも国際的な行事が予定されているかが見えてきますけれども、それ以前の2004年にはアメリカのジョージア州シーアイランドで開催されたG8で日本が提案した3Rイニシアチブも採択されて、3Rを促進しようということ

世界で取り組んでいるという中で、国はどうかというと、環境省が2年前の5月30日に閣議決定している第3次の循環型社会形成推進の基本計画が出されています。3Rを一生懸命やったけれども、これからはどちらかというと2Rに重点を置いていくのだとか、それが物質回収型のリサイクルも課題がいろいろあるので、できるだけエネルギーを持っている廃棄物は燃料資源として活用するというのも国の新しい計画には盛られていますけれども、そういう中で東京都の廃棄物審議会ではどういう方向に持っていくかというような見方で見ていただければと思います。

それでは、早速ですけれども、今の説明について自由に御議論いただければと思います。

それでは、資料2の頭のほうから見ていただきましょうか。「課題認識」というところからいかがでしょうか。

廃棄物分野では、Integrated Solid Waste ManagementとかTotal Solid Waste Managementというように、ある部分だけ見るのではなくて全体を見ましょうということで、サプライチェーン全体を視野に入れたというようなイメージでライフサイクルというのもありましょう、資源を採掘したところから製品がつくられて消費されて、その後廃棄物になって、また廃棄物のライフサイクルもありますけれども、発生から収集、運搬、中間処理、最終処分、最後に最終処分場の廃止までというような流れもありますけれども、サプライチェーン全体をもう少し説明いただけますか。

○古澤資源循環推進専門課長 これは、今、先生の御指摘のありました統合的廃棄物管理の中では、まさに廃棄物として出た以降についてトータルで考えなければいけないという考え方でというふうに理解をしておりますが、ここで申し上げておりますサプライチェーン全体というのは、むしろ資源の採取とかそういった段階のことも踏まえて、私たちが資源を選ぶ、どういう資源を使っていくかということを含めたところも視野に入れていこうというような趣旨でございます。

○田中会長 そうすると、素人なりに考えると、化石燃料を使ったものよりもバイオマスを使って再生可能な資源を使ったものを選びましょうとか、あるいは、天然資源を使ったものではなくて、廃棄物を再生したものを使ってできたものを使いましょうとか、エコ製品を使いましょう、そういう方向をイメージしているわけですね。

○古澤資源循環推進専門課長 そうですね。資料の3ページのところで、特にエコマテリアルの、もちろん資源のロスが減らしていくということも同じ流れだと思うのですが、1つは、やはりエコマテリアルの利用の促進ということで、先生、今、お話のありましたバイオマスに関して、例えば木材というのは再生可能な資源ということで非常に大事な資源だと思うのですが、一方でしっかり持続可能な森林管理がされた森林からの木材でないと、かえって森林の減少をもたらしてしまうということもございます。このあたりの施策の強化というのを考える必要があるのではないかと考えております。

○田中会長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今のサプライチェーン全体の考え方なのですが、おっしゃるように、理念的には資源の採取から廃棄の終了までということは重要な視点だと思います。しかし、東京都の現状を見ますと、鉱山から採取したものを直接原料として製造する企業よりは、商業施設とかオフィスなどのサービス産業が現実には多いのだと思います。そうしますと、資源の採取に重点を置くというと、取り組む主体が東京都の中でどれだけあるのでしょうか

か。

現実に東京都でサプライチェーンを考えると、例えばコンビニのフランチャイズ、大手のスーパーマーケット等、さまざまな商品を流通させて消費者に送り届けて、その廃棄物が戻ってくるというようなことが比較的多いのではないかと思います。アメリカで拡大生産責任とは、プロダクトスチュワードシップというのですか、つまり、商品のライフサイクル全体に対する、これをずっと守り育てるような責任を拡大していくという考え方があるのだと思うのです。

したがって、東京都の現実から考え、消費者がサプライチェーンを見たときに、一体どういうものを廃棄物施策の中で求めていくかということの都民の視点をもう少し考えていただいたらいいのではないかと思います。

○田中会長 全体の中でも流通から消費、それから廃棄物処理、ここのところをイメージしたほうがいいのではないかと思います。

○佐藤委員 そうです。

○田中会長 もとの鉱石の採掘のところまではとても責任を持てないというか、行動としてあらわせないというところがあると、私も同じように思います。

ほかにここのところでは御意見ございますか。宮脇委員。

○宮脇委員 今のサプライチェーンのお話で、まさにおっしゃられたとおりだなというふうに感じていたのですが、先ほどの資料の説明のときにもございましたけれども、環境審議会でもこの資料ということで、環境分野の話として東京都でこのサプライチェーンを視野に入れた持続可能な資源利用ということを言われているのだと思うのですけれども、今度、廃棄物の審議会として、その中でどこまで考えなければいけないのかという場所場所で、例えば国が考えるサプライチェーン、先ほどおっしゃっていたような話と東京都が考えるのと、さらに廃棄物の部分としてサプライチェーンというのをどういうふうに考えるのかというのも少し切り分けてもいいのかというふうには考えています。要は、この場で話し合うべきサプライチェーンというのはどこかとか。先ほど言われたことがまさにそうだと思うのですけれども、何となく環境の全体、東京都の環境、東京都として考える環境全体の中の同じ文面とここで話し合うところというのは、少し絞るというのは変ですが、限定をしてもいいのではないかと思います。

○田中会長 江尻委員、お願いします。

○江尻委員 私も今のお二人の委員と同じように思います。市民、消費者という立場から考えますと、商品として販売されるまでにどこでどのようにつくられていたのかが非常に見えにくいというかわかりにくい。ぜひともその部分の情報としての提示は大事だというふうに思っています。

ただ、廃棄物の処理のあり方、3Rということを考えますと、市民や消費者にとっては、購入したものであったり、それが不要になったり、もしくはリサイクルに出したりした後は、その流れがどうなっていくのかというところが非常に大きなことになっていくと思いますので、今、宮脇先生がおっしゃったような切り分けといいますか、廃棄物審議会としての立場ではというところが明確になっていったほうがよいと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

では、この辺はいいでしょうか。どうぞ。

○杉山委員 今、委員の先生方がおっしゃったことは、私もそうだなというふうにお話を伺っておりました。

今、課題認識の部分についてということでしょうか。私の感想として、ここに書かれていることは全くそのとおりで、そうだなと思いつつ、一方で東京都の廃棄物処理計画ということ考えた場合に、もっと東京都らしさというか、東京都が直面している問題をもっと強くこの課題認識で出してもいいのではないかという、読んで印象を受けました。

具体的に言いますと、例えば2つ目の○の「廃家電等の不適正処理・違法輸出等の問題も」という、確かにそのとおりなのですが、これは全日本的な話で別に東京に限った、もちろん東京でもある話だとは思いますが、もう少し東京が一番問題となっていることを認識として出したほうがいいかなと。その中で、先ほど先生方からお話が出ていますサプライチェーンの問題も、なるほど、そうだなと思いながらお話を聞いておりました。

○田中会長 このページに限らず、次のページも含めていかがでしょうか。質問、あるいはコメント。4ページぐらいまで行きましょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 課題認識のところでは3Rということがうたわれているのですが、その後を見ますと、3Rのうちリサイクルというのがあまり焦点となっていないと思います。例えば3ページでは資源ロスの削減というのがあって、食品廃棄物の問題が入っているのですが、食品廃棄物のリサイクルの点はなぜか触れられていません。もちろんロスを削減することは大事ですが、ゼロにすることは無理です。衛生の観点から食品というのは廃棄せざるを得ない場合もあります。食品廃棄物をリサイクルする場合、産廃と一廃の垣根の問題もありまして、東京都で出てくる非常に多くの食品廃棄物について、市町村を超えた都内での連携か、あるいは近隣の関東圏を巻き込んだ食品のリサイクルを進めていくのかというような問題は、食品廃棄物では非常に大きな問題だと思うのです。東京都の中央区や港区で食品の飼料化や肥料化をできないわけですから、広域での連携というのは必要になってくる。これをどうするかというような点が現実の問題として、ここから施策の柱として余り見えてこないというものです。

それから、1ページ目では廃棄物のリサイクルという中で「廃家電等」となっております。最近では小型家電リサイクル法ができて、私もこの法律ができれば家の中にあるコードがついているものは、リサイクルに出せると楽しみにして袋にためておいたのです。しかし、小型家電リサイクル法ができて、市町村ではリサイクルにほとんど取り組んでいないのです。デジカメなど品目を限定していて、この法律が施行されるときに予定されていた小型家電品はほとんど市町村が回収の対象にしていません。そういう思いをしている都民の方というのはかなりいらっしゃるのだと思うのです。そういう問題が施策の中でどう生きてくるかというのもとても見えないというふうに思うのです。

都民の目から見て、課題認識と施策が結びついているというのですか、市民生活に基づいているような指摘があるといいのではないかというふうに思います。

○田中会長 事務局、小型家電のところの現状を説明いただけますか。

小型家電は、6つのリサイクル法の中で一番最後できた法律で、国としても新しい計画では小型家電のリサイクルということが柱になっていますね。それに関連しての御質問だ

ったと思います。

○小林計画課長 今、詳しい資料がないのですが、この法の趣旨は、御存じかと思いますが、一般家庭で通常使われているような小型家電に含まれる28品目について、経産、環境省が一緒になってつくった法律で、どこから出るかということ、一般家庭からメーンで出てくるのかということところです。この法律、趣旨は今のところ努力義務になってございますが、法の施行後、一般廃棄物ですから区市町村に処理責任があり、私どもは都として各区市町村に対して、例えば導入のための拠点回収に要する費用など補助をしながら、この取り組みをより広げてくださいということで、今、働きかけを継続しているところでございます。

佐藤委員がおっしゃるように、自治体によって、例えば拠点回収とかルート回収とかやり方、取り組み姿勢が様々でございますので、分別をして各家庭から出たものをルート収集するというのが一番負担が少ないのかもしれませんが、まだなかなかその取り組みにまで全自治体が至っていないというのが状況でございます。ちょっと雑駁な説明でございすけれども。

○古澤資源循環推進専門課長 数字を申し上げますと、都内では、まず、小型家電リサイクル法では、基本的には家庭から出る小型家電ということになっていいると思いますが、一般廃棄物でございます。区市町村で言いますと、都内で回収に取り組んでいる市町村が全体の89%、9割の55自治体に取り組んでおりまして、26年度の回収実績が5,000トンで26トンということでございます。

もともとこの法律は、1人1キロの回収実績を目標にしているというふうになっておりますが、その目標値からすると、それを都内分でいきますと大体1万3,500トンということになるといいますので、全体からすると4割程度というところが今の時点です。

また、全国に比べると実施自治体の率、あるいは回収実績からすると、全国平均よりはるかに上回っているのですが、まだまだ法律の目標には届かないというような段階かと思っております。

○田中会長 江尻委員。

○江尻委員 小型家電に関連しなくてもよろしいですか。

○田中会長 はい。

○江尻委員 先ほど、3Rのお話の後に会長のほうからも2Rということで、今、国のほうでも取り組んでいる、市民団体やNPOでも2Rということを出しながら活動を展開しているとのお話がありました。私は、その2Rが出れば出るほど実はリサイクルが置き去りにされはしないかというのがここ数年かなり気になっている部分ではあります。といいますのは、例えば今回の東京都で出された施策の中でも、3つの柱の中の「『持続可能な資源利用』の推進」というのがありますが、ここに過去からある資源物のリサイクルをもっと充実させていくような記述がない。要するに、物を再生する再生品をつくる原料になるような紙や缶や瓶、そういったものがもう完結されたかのごとくなっているというのはまだまだではないかというふうに思います。もう1点は、その次にあります「廃棄物の適正処理の促進」、静脈ビジネスの発展とあるのですが、この静脈ビジネスというのは、いわゆる産廃の事業者さんのことなのですね。産廃事業者だけではなくて、資源を扱っている再資源化事業者もおりますし、その再資源化事業者が安定したビジネスをしていくということを考

えていかないと、リサイクルは途中でとまってしまうのではないかというふうに思っております。

もう1点は、遺品の処分というお話が先ほど説明の中でありましたけれども、遺品の中にも廃棄物として、いわゆる、私たちの言葉で言うところのごみとしてそのまま処理をしたほうが適切なもの、そうではなくて資源物として処理をしていったほうが適切なものというのもあるだろうというふうに思うのです。高齢化社会を迎えていきますと、遺品であるとか、自分の親が亡くなって家を片づけなくてはいけないとかというようなことで、これまで以上に状況が変わってきて新しい対策というのにも必要になってくると思いますので、リサイクルというあたりのところも、実はもう一度、東京都ではきちんと見ているよというところがどこかに出ていないかと思っております。

○田中会長 ありがとうございます。

いいリサイクルは引き続きして、悪いリサイクルは検討し直すという意味で3Rから2Rということだと思いますけれども、伝統的な再生可能なガラス瓶ですか、ああいうものを維持するというのは大事なことだと思います。

事務局、何か。

○古澤資源循環推進専門課長 今回のリサイクルの関連の御指摘が何名かの委員の皆さんからありました。

資料3ページのところで、3本の柱の中でのリサイクルの位置づけなのですが、資料では主要な点だけをピックアップして書いているというところがございますが、基本的にはリサイクルの高度化というような項目については、3つ目の「廃棄物の循環利用の更なる促進」ということで書いております。ここで書いておりますのは説明が足りなくて済みません。事業系の廃棄物ということで特にピックアップをしてございます。これは、特に東京都が直接所管をしております産業廃棄物、あるいは、一般廃棄物と産業物をあわせて出てくるようなところで、まさに都と区市町村と連携をして対策をしていかなければならない分野だというふうに認識をしておりますので、もちろん御家庭から出るものについての区市町村への支援というようなものも我々の政策課題であります。とりわけこういった産廃、一廃の両方が出てくるようなところでのリサイクルの徹底というのを特にピックアップして書かせていただいております。その中には、商業施設等からの食品廃棄物といったものも含まれてくるかと。ただ、施設の立地ということになりますと非常に厳しい状況であるということは事実でございます。

また、東京都が推進しておりますスーパーエコタウン事業の中では、今後新たに食品廃棄物のリサイクル施設も新しい施設が予定されているというようなことだけ御報告をさせていただきますと思います。

○田中会長 ほかにいかがでしょうか。

小林課長。

○小林計画課長 後先になってしまいますけれども、先ほど廃棄物審議会ならではの資源循環とかサプライチェーンについての委員の御発言がございました。当然のことながら、この部会ではなくて廃棄物審議会への諮問の事項として持続可能な資源利用のあるべき姿と施策の方向性というふうに項目を立ててございますので、いろいろ意見等をいただければと思うところでございます。

それから、佐藤委員から東京都の特徴として消費に近い業種といったような御指摘がございました。7月22日の環境審議会の発言の中でも、やはり資源循環については消費者の視点が非常に重要であるということから、現在、グリーンコンシューマーを育てるのが民間任せになっているのではないかとということで、より消費者目線、消費者の立場に立った行政としての取り組みがさらに必要ではないかというような御指摘もあったところでございます。

以上です。

○田中会長 今の話は環境審議会。

○小林計画課長 はい。

○田中会長 廃棄物審議会ではなくてね。

○小林計画課長 環境審議会です。

○田中会長 もう一つ思ったのは、今までやってきた施策の過去のレビューをしてもいいかなという気がするのです。1つは、プラスチックを焼却不適ごみから埋め立て不適物という形で2004年に答申して、その結果どうなったのか、埋め立て量が結構減ったと思いますので、そういうものも見ながら、埋め立て量が減るといえるものがある程度限界というような説明もあったと思いますけれども、東京はエコセメント化を多摩のほうではやっていますので、あれも100%リサイクルされて、埋め立てには依存していない。

それから、23区は焼却不適物ということで埋め立てされていたプラスチックが今は基本的にはゼロになって、焼却炉に行くか、あるいは容リ法でリサイクルしている、こういうのもレビューをして、その結果、こういうふうになったところを見たらどうかという気がします。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 その意味では、今のレビューのお話なのですが、東京都は最近、ペットボトルを店頭回収したものを産廃にして資源循環を進めるという新しい施策を始めているわけなのですが、これによる廃棄物の減量効果、運搬に係るCO₂削減の効果等いろいろあると思います。私は、その施策はサプライチェーンを視野に入れたというのでは大変有効な方法であり、市民にも親しみやすいというふうに思うのです。

そのように小売店を拠点として、本来、小型家電リサイクル法も小売店を拠点にすることも検討されていたのですが、現在の運用では小売店を活用して市民が資源物をそこに持ち込んで回収してもらうということは、推進されていないようです。東京都としては、そういう店頭を利用したCSR活動、資源循環、下取りと店頭回収を活用していただくと、市民としては非常に利用しやすい、そして廃棄物の削減にも、あるいはリサイクルにも役に立つのではないかとこのように思います。

○田中会長 そういう意味では、小型家電にも同じような方法が適用できるような気がしますね。

○佐藤委員 はい。

○古澤資源循環推進専門課長 今、佐藤委員から御紹介をいただきました店頭回収なのですが、ペットボトルの店頭回収をチェーンストアの皆さんとかがおやりになっていて、その後のリサイクルを進める上で、私どもで対応いたしましたのは、都内の店舗から出たものを都内のリサイクル施設に持っていく場合に限ってなのですが、その場

合に限って廃棄物処理法上の一定の規制緩和措置をとったということで皆さんにはやっていただきやすくなったというふうに理解しているのですが、これはまだまだ進行中のところでございます、結果というところまでまだ至っていないかと思っております。

と申しますのも、やはり都知事の権限でできるのは東京都内に限られてしまいますので、実際には周辺県も含めて大きく流通していくようにならないとまだ結果が伴ってこないかというふうに思います。現在、環境省でもいろいろ御検討されているというふうに伺っておりますので、その状況も踏まえながら対応してまいりたいと思います。

○田中会長 いろいろ課題を見つけるためには望ましい姿というのをイメージして、それに比べて現状は大分ギャップがあるということがわかれば、課題だと思うのです。そういう意味では、価値観というか物差しに何を使うかという点で、資源を大切にするというようなトーンで今の資料はありますけれども、それと環境の負荷の面も一般的に言われますね。それから、もう一つよく自治体の資料には出てこないのが経済ですね。費用の面が出てこないというので、費用も同じサービスならば安いほうがいい。その3つの物差しがあるかというのと、もう一つ望ましいというのは、廃棄物は何でもかんでも市町村がやるのではなくて、今のようなお店だとか、あるいは住民だとか、川上にさかのぼってみんなで協働でやるというので今の店頭回収とか住民が持って行って、自治体が集めてリサイクルするということに莫大な労力をつぎ込まないような方向に持っていくというので、それが店頭回収とかサプライチェーンが一体となって処理システムの中に入っていく、組み込んでいく、こういう姿に一步でも近づけるような施策が提言できればいいかと思っております。

先ほど、スチュワードシップとかEPRとか拡大生産者責任というのは、自治体だけが全部責任を担うのでは限界があるよということで、住民や生産者や、生産者の中には流通業者も入っていますけれども、それを法律的に無理やりにやらせるのではなくて自主的に、いいことだからみんなでやりましょうという姿がアメリカのアプローチですよね。スチュワードシップとか、あるいはパートナーシップとか、そういう形で無理しないで行う。持続可能なシステムというのは無理をしないことだと思います。そういうのが望ましい方向かと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

事務局のほうから、むしろ委員の方に質問が、ここはどう思うかというようなポイントがあれば聞いていただければと思いますし、それから、行政の方々も積極的に御意見いただいて、こういうのはどうだろうかというのを披露していただければと思います。

○小林計画課長 資料2の3ページの「施策の柱」ということで、2番目の○の「エコマテリアルの利用の促進」というところで、先ほど森林認証材のコンクリート型枠等を例に挙げて資料を説明させていただきましたけれども、ここではコンクリート塊なども入っているのですが、委員の皆様の中に、ほかに特定の品目で今後の課題になるのではないかと、そんなことがあればお聞きしたいと思っております。

○田中会長 エコマテリアルの例として、こんなのはどうかと。

○小林計画課長 具体的にあればお聞きしたいと思ったのですけれども。といいますのは、局内においてもいろいろ資料を説明したときに、森林認証材まではわかるのですけれども、何でコンクリート型枠なのかとか、ちょっと玄人受けするような品目なのでもうけれども、先ほど佐藤委員の御指摘もございましたように、一般の都民にわかりやすいような品目が

あるのかどうなのかというところでお聞きしたいなと思ったところです。

○田中会長 佐藤委員。

○佐藤委員 エコマテリアルの利用の促進は、1つは、製造業者に一定のリサイクル材を使うように努力目標値をつくるなど、製造者に対する働きかけが考えられます。また、販売業者に対して、エコマテリアルを使ったような商品について消費者にわかりやすく伝えるような努力義務、売り場での工夫を働きかけることも考えられます。消費者への啓蒙は重要ですが、製造者や販売者の取組がなければ、労力に比して効果が低いと思います。まず事業者側の取組を促進するシステムがあって、そして、それを環境教育とか消費者教育につなげていくということが必要だと思います。

エコマテリアルの利用は、都民一般にはわかりにくいと思うのです。市民の生活に近いものでどういうものが現在流通していて、それをどういうふうに流通段階で差別化できるかというふうなことを、考えることが必要だと思います。

○田中会長 グリーン購入とかいうのでエコマークの認証もあって、あちらのほうで進められていますよね。ここで言っているエコマテリアルの利用というのは、そういうグリーン購入とは違って、同じものを繰り返して使うとかいうようなものでも、当然いいに決まっているようなものを言っているのですよね。エコマークというのは、本当にいいのかわからないというやつをエコマークとわざわざつけないとわからないですよ。

○古澤資源循環推進専門課長 エコマテリアル等については、実は明日、循環部会のほうでも御議論いただこうと思っているのですが、もちろんエコマーク、あるいはグリーン購入ということでこれまで進められてきた品目もありますけれども、これまでの枠組みでもカバーし切れない面が、今、問題になってきているのかなと思います。特に東京に入ってくるいろいろな品物の生産の段階で、あるいは原料採取の段階で生じている違法伐採のような問題が、まさに使っている側の責任みたいなものが言われる時代になりつつあるというふうに認識しております。オリンピックのこともあり、そういった面の対応がこれから求められてくるのだらうと思います。そういう意味では、もちろんグリーン購入と非常に近いものであると思うのですが、もう一歩進めた考え方、どちらかというとな企業の皆さんが取り組んでいらっしゃるCSR調達とか、そういったような部分も求められてくるのかというふうに考えております。

ただ、そういったときに、先ほどの佐藤委員からお話があったように、そういったものが消費者の皆さんに情報が伝わって、あるいは小売店の皆さんも東京を通して積極的にそういったものが知られていくみたいなことが、前回、総会のときにも辰巳委員からも同じような御指摘をいただいたかと思っておりますが、大変大事な御指摘だというふうに思っております。

○佐藤委員 それから、もう一つ希望する点なのですが、東京都の取り組みは、法律との整合性の枠の中で限定される部分というのがあると思うのです。来年度から廃棄物処理法の改正の議論が国でも始まるということがあると思いますけれども、東京都としてどんな改正を希望するのかというような、国に対して意見することも重要だと思います。東京都は全国の自治体を率先する立場にありますので、ぜひ国に対するこの法律の改正についての要望をまとめていただくのも非常に重要な点だと思います。

○田中会長 宮脇委員。

○宮脇委員 少し話がそれてというか、違う話になってしまうのですが、課題の中でどこで発言するかなと思って周りの話の進みぐあいを聞きながらうかがっていたので、ちょっと細かな話かもしれないのですが、処分量の削減の話では減ってきているということで、当然、国ももともと全国的に減らしましょうという計画を長期的なビジョンで立てていて、その中で全国でそれに向かってきちんとやられていて、実際に予定どおりどんどん減ってきているというところもあるのですけれども、具体的にこれから、特に東京の23区部では処分場がある程度次のところをつくるのができないというのはかなり大きな問題だというふうに思っていて、そのあたりについてもう少し具体的に、例えば区部でいずれの区であっても同様の量が出ているのかとか、その辺も平均的に都内であればほとんど変わらないのかとか、もしくは区部と市部というか、市町村のほうも含めてですけれども、それぞれいろいろな取り組みをやって廃棄物の最終処分量を減量していると思うのですが、そのあたりもある程度全般的に見ていくと、具体的にもっと減らすにはどういうところを減らしていけばいいのかというのがわかってくるのか。東京都としては全体で大きな計画を立てるというのはもちろん大事なことですけれども、その中で、例えばある自治体では余り目立ってはいないのだけれども、具体的に効果的な取り組みをもし行われているとするならば、そういうものをピックアップしてほかの東京都内の区、市町村に情報を提供していくような形で、そういうものも、もちろんここに書いてある3R・適正処理の徹底が必要というのが課題認識に書いてあるのですが、そのために情報共有というのがかなり重要になるのだなというところがもし書いてあれば、この中で少し提言として出てくればいいのではないかとこのように考えています。

○古澤資源循環推進専門課長 今、宮脇委員の御指摘なのですが、今の資料の4ページ目のところで私どものほうでも、もちろん一般廃棄物の長期的な計画も含めて市町村の処理責任の中に入ってくるわけですが、我々もそれをサポートするという立場もありまして、区市町村との連携ということの一つのテーマに、まさに御指摘の区部における埋め立て量のことも入ってくるのかというふうに理解をしております。

当然、御指摘のように、各区市町村でのいろいろな施策の取り組み状況にも違いがございますし、もちろん地域的な特性の違いも東京の場合には大きな違いがありますので、ただ、区市町村の皆さんと情報共有をして新しい施策をそれぞれでまた考えていただくというのも大事な事かと思っております。

○杉山委員 今の関連でお話ししてもよろしいですか。

○田中会長 杉山委員、お願いします。

○杉山委員 今のお話で、区市町村との連携というところでお聞きしたいのですが、逆に区市町村から都にこういうことを検討してもらえないかというような要望というのはあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。前回の都の廃棄物処理計画のときの議論を思い出して、もう忘れてしまっていることが多いのですが、当時、有料化の話で、もう既に多摩地域は多くの自治体が有料化をしていて、23区は有料化をしていなくて、結局、その後何も変わらずに、23区は全く有料化していません。それを東京都がやってくださいというつもりではないのですが、連携ということ考えたときに、一つは、施設の整備は東京都が主導して何かできるかどうか、それは先ほど御説明の中にもありましたが、なかなか施設整備ということは難しい部分もあるということ、それはよく理解できます。も

う一つは、施策を協働してみんなで一緒にやっということがあるかだと思います。それぞれの施策に関しても一般廃棄物処理に関しては市町村の事務ということになりますので、なかなか東京都さんがどこまで踏み込めるかというところは難しい部分もあると思うのですが、やはり連携という意味では、施設整備という面と、共通の施策の実施ということの両面で処理計画の中では書き込んでいただけるとよろしいのではないかと思います。

以上です。

○田中会長 小林課長。

○小林計画課長 先ほどの区市町村との連携の話で、今、杉山委員の御指摘もございましたが、ここで言う共同で課題を検討する場ということで、区市町村との共同検討会というのを今年立ち上げてまして、定期的に区市町村と話を進めてございます。当然、杉山委員の御指摘がありましたように、細かい話をすると切りがございませんので、例えばテナントビルから出てくるようなプラスチックごみが、いわゆる一廃で区が回収する場合と、量が多くなったので産廃として出してくださいという場合と、途端にルールが変わるわけです。とりに来る業者も違う、行政回収から産廃業者がとりに来る。そのバトンタッチ、事業者がそういう認識があるのかどうかを含めて、例えばの話なのですけれども、そういう部分において同じテーブルに着いて問題点を出し合って、協力して進められる部分については協力してやりましょうということで、今、同時並行的に進めているところでございます。

結論は、数年かかる取り組みも多分出てくると思いますし、結果を急ぐのではなく、一つ一つできることから協働してやっていきたいと思いますという趣旨で同じテーブルに着いて検討を進めているところでございます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、スケジュールの関係から議題2のほうに入りたいと思いますが、また後でもとに戻っても結構です。

今回は、全体の方向性の議論とあわせて、前回、重要な課題として建設廃棄物対策について取り上げてはどうかということで資料が準備されております。事務局から説明をお願いしたいと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 それでは、お手元にお配りさせていただいております資料3「建設廃棄物のリサイクルに係る課題について」、あわせて、その後ろに別紙として「建設廃棄物の現状」ということでグラフ等々で御紹介しておりますので、この2つの資料で御説明を申し上げます。

初めに、別紙のほうを御覧いただきまして、こちらで東京都内の建設廃棄物の状況について御説明をさせていただきます。

まず、都内の産業廃棄物の排出量全般のグラフが1ページ目の上に記載がございます。全体で平成25年度、今のところ2,459万トンという数値が推計で出ております。このうち38%に相当する936万トンが建設業から出る、いわゆる建設廃棄物ということになります。

この936万トンの内訳を見てみたものが、その下のグラフでございます。一番多いのがコンクリート塊365万トンでございます。次に多いのが246万トンで、こちらが建設泥土等の汚泥ということになります。そのほかにもアスファルトとか、その他の瓦れき類、木くず、あるいは混合廃棄物も大分減ってまいりましたけれども、このぐらいの量が出ておるとい

う状況でございます。

裏ページを見ていただいたところに産業廃棄物の最終処分の状況を書いてございます。排出量の段階で言いますと、建設業から出る廃棄物は38%だったのですが、最終処分量の段階で見ますと、建設業から出るものが約67%ということになっていて、これは上下水道から出るものは脱水あるいは焼却によって大幅に最終処分量が減るということがございまして、建設業から出るものが最終処分量では多くなる。

そのうち、特に最終処分に回ってしまっているものとしては、下のグラフに掲げたような混合廃棄物とかその他の瓦れき類というようなものがあるということでございます。

右ページには建設廃棄物の処理処分の排出から全体の流れをお示ししてございます。大きく言いますと、全体936万トン排出をされたもののうち、再生利用に回った右上のものが780万トン、最終処分に至ったものが50万トンというような傾向になってございます。

さらに、その裏、最後のページのほうには産業廃棄物の不法投棄の状況ということで、これは環境省の公表しております数値から1都6県関東地方のものだけピックアップをしたものでございますが、かつてに比べますと不法投棄の量及び件数は大きく減少しております。ただ、これは全国数字しかわからないのですが、新規判明した不法投棄の内訳を見ますと、相変わらず建設系の廃棄物が件数で84%、投棄量で77%を占めているという状況でございます。

あわせて、右上に参考資料というふうな資料をつけてございますので、そちらもあわせて御覧いただければと思います。

こちらの参考資料の4ページのところに今の不法投棄の状況等が記載してございます。このうちのかなり部分は建設系だということなのですが、不法投棄の量及び件数、件数でいきますと平成13年のピーク時に比べますと非常に大きく、現在、8分の1から9分の1ぐらいのレベルまで件数としては減少してきているというような状況にございます。

さらに、この資料の最後の8ページを御覧いただければと思います。では、建設廃棄物がこれからどうなるかというところなのですが、かねてから言われているところではあるのですが、東京都内での木造及び非木造の建築物の床面積、建築年次別にグラフにしたものを載せてございます。上の線が非木造ということになるのですが、非木造の建築物のうち、特に昭和40年代の後半に1つピークがあり、さらに昭和から平成に移る時期にもう一つピークがあったというふうになっておりますが、これらの時期に建築されたものについて、今、建てかえあるいは改修の時期に差しかかっているということがございます。

あわせて、その上に数行文章が書いてございますが、オリンピック・パラリンピックに向けてのいろいろな都市開発、あるいはリニア新幹線等々に伴う建設廃棄物、あるいは都市インフラの建築物とは別に土木系の都市インフラについても更新時期を迎えているというところもございまして、建設廃棄物についてはまだまだ今後も予断を許さない、量が増えていくことを十分に想定しなければならないという状況にございます。

そんな中で、それが全般的な背景でございまして、資料3にお戻りください。

資料3では2つの問題を取り上げてございます。特に現時点で首都圏の建設廃棄物にかかわる大きな問題としてクローズアップされておりますのが、表ページにありますコンクリート塊、そして裏ページにあります建設泥土でございます。

コンクリート塊ですが、これまでコンクリートについては建築物の、これは特に解体な

りから出るものが多いわけなのですが、先ほど申し上げましたように、解体工事についてはこれからまたさらに増えてくるだろうという想定もしなければならぬというところがございますが、基本的にはコンクリート塊のリサイクルは主として再生砕石という形で道路の路盤材等に利用してきたというところがございます。しかしながら、こちらのリサイクル材の需要のほうは路盤材だけではこれからはなかなか伸びていくという状況にはございません。そういう中で、下の図にございますのは、コンクリートを解体して出てきましたコンクリート塊からもう一度骨材を取り出してコンクリートの材料にしていこうというような方法を記載図で御説明しております。今後、このような方向も進めていかなければならないということで、これにつきましては、現在、都庁の関係局で連携をして、需要拡大、利用拡大の推進をしているというところがございます。

裏ページの建設泥土のほうは、こちら也非常に厳しい状況でございます。建設泥土と申しますのは、国では建設汚泥という言葉で、一般的には建設汚泥というふうに使われますが、東京都では建設泥土という呼び方をしております。この建設泥土は、建築物の基礎をつくるときにくい打つ、あるいは地下鉄とか水道管、下水道管をつくるときのシールド工法、こういった土砂の掘削から生じる泥状のものでございます。含水率が高く、泥状を呈する場合には、廃棄物処理法上は産業廃棄物のいわゆる汚泥に相当するということで廃棄物処理法が適用になります。現在の状況ですが、先ほどの統計のグラフでお示したとおり、25年度実績で見て、先ほどのグラフはほかのも若干入っておりますが、建設泥土だけとりますと229万トンが排出されておまして、これが建設廃棄物の全体の24%ということになります。これは、なかなかその後のリサイクルについては統計上、あるいはマニフェスト上も完全に追い切れないところがございます。統計上は再資源化施設で処理されて再生された量が多いことになっているのですけれども、実際には近県で残土として処分されている可能性も否定できないというのが現状でございます。

また、関東圏では海洋投入に回っている量もかなりございます。この海洋投入につきましては、海洋汚染防止法で例外的に認められているというのが現在の制度になっております。これを全廃していくというのが我が国の国際公約になっているのですが、それがあきまして、海洋汚染防止法上もあくまで例外ということで、この海洋投入処分の許可を受けている業者さんがいらっしゃるのですが、この許可については今年度いっぱいというふうになっております。首都圏の建設泥土の処理は海洋等に頼っている部分もありますので、これが終了ということが全体にもさらに大きな影響を与えていくというふうに思われます。

対策の方向性といったしましては、こちらでは建設泥土の処理の実態というのがなかなか見えにくいというところがございますので、こちらについて関係者の幅広い認識共有が必要ではないかということが1点と、それから、リサイクルを促進していくための施策がもっと強化していかなければならない。特に建設泥土、これは産業廃棄物に該当しますので、いつまでも産業廃棄物のままですと、要はリサイクル品として使用できないということがございます。品質が確認された場合には廃棄物から卒業させるという、これまでの廃棄物処理法では行っていないところもあるのですが、そういうようなことも含めて廃棄物から卒業させるというような仕組みも含めて再生利用を促していくということが必要ではないかというふうに考えております。

この関係につきましては、委員の皆様の席上には、当審議会の委員の米谷委員から審議

会部会への提言ということで、特に建設汚泥の改良土の利用促進のためのいろいろな施策について御提言がありますし、あるいは、関係の業界からの要望についてもお手元で御紹介をしておるところでございますが、いずれにしても、建設廃棄物につきましては特にコンクリート塊、建設泥土についてリサイクル品の需要をどうつくり出していくか、あるいはリサイクルが可能になるような法制度をどうやって用意していくかというところが現在大きな課題になっているというふうに認識しております。

私からの御説明は以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

米谷委員の資料は、それぞれ読んでいただくとしましょう。

○古澤資源循環推進専門課長 本日、お配りしています。

○田中会長 今日、初めて配るのですか。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。今日お配りいたしましたもので簡単に内容だけ御紹介いたしますと、米谷委員は建設汚泥というふうに使っていらっしゃるんですが、これを都の発注工事の中で使っていくとか、グリーン調達品目として認定制度をつくるべきとか、というような御指摘だというふうに理解しています。

それから、特に品質が認められた場合ということで、1の(4)のところでお書きだと思うのですが、コーン指数等々で基準を満たしたものについては廃棄物でなく土砂として扱うということを明確にすべきではないかということが大きな御指摘かというふうに思っております。

それをグリーン調達として認定して、先ほどのお話ししたエコマテリアルのこととも少ししかかわってくるのかもしれませんが、そういうものとして都として利用を推進していくべきではないかというのが御指摘の主な内容かというふうに思います。

○田中会長 それでは、御質問あるいはコメントをお願いしたいと思います。

江尻委員、お願いします。

○江尻委員 質問ですけれども、資料3で御説明いただきましたコンクリート塊の最後にあります、都庁の関係局が連携して再生骨材コンクリート等への利用を拡大しているということで下のほうに絵が描いてあるわけなのですが、非常に素人的に考えると、では、いいではないか、これが進んでいけば、どんどん再生されればそれはいいではないかというのが一つの回答としてあるかと思うのですが、実際これはどのくらい進んで、どんな利用のされた方をしているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 こちらの再生骨材コンクリートは、もちろんそれぞれ再生骨材L、M、Hという3種類を図の中で御紹介しておりますが、それぞれ価格とか品質に違いがございます。我々としては、特に余り強度を要さないコンクリートというのでもかなり使用量がございますので、そういった部分でこの再生骨材コンクリートの需要を拡大していけないだろうかというふうに考えております。

ただ、これは需要の問題もあるのですが、それに応じたコンクリートを供給できる業界の体制というのも一方にあるというところで、需要が創出されないと供給側もつくってもしようがないということになりますので、都といたしましては、都庁の工事の中でまずいろいろ使ってみる中で、そういった供給体制も徐々に整えていただいて大きく広げていこうというのが基本的な考え方です。ただ、技術基準等々をいろいろクリアしなければいけ

ませんので、その辺をしっかりと確認しながらという作業を進めております。

○田中会長 この図のL、M、Hというのはクオリティーを表しているのですね。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。

○田中会長 クオリティーでローとミディアムとハイクオリティーと。それで、破碎・分級をするということで、何メッシュ以下はこうだというふうに、そういうマニュアルができたのですね。

○古澤資源循環推進専門課長 それぞれJIS化されております。

○田中会長 JIS化されて、Lというのはこういうものと規定されているのですね。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。

○田中会長 それから、もう一つ裏側で、建設汚泥でシールド工法などを使うと、そのときに水だけが含まれているのですか、それとも薬品か何かが入っていて、環境汚染の心配があるようなものを使っているのでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 汚染といいますか、もちろんこれは工法によるのですけれども、例えばシールド工法、これも何種類もあるのですが、一番多く建設泥土が出るものは、掘削をするときに水を使って安定させながら掘削して、掘削していった土砂は水と一緒に外に出していくという方法なのです。その水を循環させながら使っていきます。ですので、泥状のものをスクリーン等でとりながら最後に残っていくという形になるのですが、そういった場合は水だけですし、あるいはセメント等を入れながら基礎を、土木工事の場合にはそういう工法もございます。

○田中会長 そうすると、粒径だけで品質が規定され、脱水すれば通常の土壌になるのか、あるいは品質というときにセメントなど異物が入るという可能性もあるわけですか。

○古澤資源循環推進専門課長 例えば水を使って掘った場合も、水を循環させながら使うということもありますので、途中で粒子の大きいものは分級してどんどん取っていくのです。そうすると、粒子の細かいものだけ泥水の中に残ってくるということになります。これを水だけとった形だと、なかなか土砂としての性状にならないというところがありますので、セメント等の固化材を入れて一定程度造粒していく、粒径をつくっていくというような中間処理のプロセスがございます。そういった形をすると、基本的には物理的な性状としては土砂と同じようなものになってくる。ただ、セメントが入っているということがございます。

○田中会長 1 ページ目は、ただ破碎と磨砕と分級ですよ。そういう性質による影響みたいなものは心配要らないのですか。再生骨材というのは水分が減っただけですか。

○古澤資源循環推進専門課長 再生骨材の場合には、いわゆるセメント分が砂利等の周りに少し残っているということがございます。これでコンクリートといった場合には、普通の砂利等を骨材に使う場合とはもちろん条件が違ってまいりますので、特にLとかMになりますと強度的には条件が出てくるということになります。

○田中会長 裏側に再生された量が多いことになっているが、実際には残土として処分されている可能性を否定できないというのは、これは産業廃棄物がいつの間にか産業廃棄物を卒業して再生されて残土になっている。これは法律上問題があるのではないかということを行っているわけですか。

○古澤資源循環推進専門課長 もちろん、これは物自体が見た目で非常に判断しにくいと

いうところがございます。建設泥土の場合には中間処理施設で処理をした後に、その処理業者のほうからは再生されましたよという形で排出事業者さんのほうに報告が行くということも多いのだと思いますが、それが本当に売却できているかどうかというところになると、正直なかなか把握ができない、物としても見分けがつかないというところが現状かと思っております。

○田中会長 再生されて売れなければ廃棄物として処分するしかない。だけれども、残土として処分されているに違いないということが問題だという課題を指摘しているわけですね。

○古澤資源循環推進専門課長 そうです。

○田中会長 わかりました。

ほかに何か御意見ありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 建設廃棄物は、発生量が多いという特徴があると思います。それから、ほかの廃棄物は人口によって大体発生量の予測がつかますが、建設廃棄物の場合は建設工事の質とか量によって発生量が異なってくるということなのですが、東京都として将来の建設廃棄物発生量の予測というのはできるのでしょうか。東京都の開発計画の現状を考慮し、発生量の予測、そして、その発生量に見合ったリサイクル利用の形態を考えることが必要だと思います。東京都の中で利用できない分は、日本の国土全体の中でも考えて、他の自治体と利用先との整合性を検討することが必要だと思います。例えば防災対策で再生砕石が必要な場所があるなど、日本全体で発生量と利用先のマッチングを考えることが重要です。東京都の中ですべてリサイクルしようというのはボリューム的に無理があるのではないかと思います。ですから、国としての廃棄物処理計画が本来は必要で、特に建設廃棄物の場合は広域連携の中で、まず発生量の予測、それから適切なリサイクルの質、そして利用先の確保をするということが重要ではないかと思います。

○小林計画課長 今の佐藤委員の御指摘でございますが、発生量につきまして、例えばコンクリート塊、ビルを壊したときというようなことで、関係局といろいろ情報交換はしたのですが、一般的にコンクリートが何年もつという話はあるのですが、例えば建物の耐震補強で景気が低迷すると建てかえの費用がない等々によりまして、何十年たってそのとおりの取り壊しが出てこないというのが状況で、なかなかデータをつくりにくいというところがあります。さらに工夫が必要なのかというふうに思っています。

あとは広域的な取り組みで、例えばコンクリート塊を東日本大震災の地盤のかさ上げ等に利用できないかというようにして少し検討もしてみたのですが、御存じのとおり、コンクリート塊になった時点で廃棄物を卒業してございますので、要は経済原則にのっとってやらなければいけない。品質につながってくるのですけれども、一度持っていったかさ上げに使ったら、要はいろいろな木片とかが入っていてこんなものではだめだというような話があったやに聞いています。ですから、さらに国とも連携しながら広域的な取り組みをやっていかないと、かなりの量が日々出てきておりますので、もう少しきちんとシステムチックに国と協力してやっていかなければいけないのかというふうに認識しているところでございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかには。宮脇委員、お願いします。

○宮脇委員 コンクリート塊の話と泥土の話と両方なのですけれども、先ほど質がそれほど高くないものをなるべく積極的に有効利用しようという話で、確かにコストとエネルギーの話という面で見ればそのとおりだというふうに考えているのですけれども、もう一つ、東京都というのはかなりたくさん建設をやられる、さらにこれからオリンピックに向けて新たな建物を建てていくということで、実は再生骨材というよりも本来の天然骨材も東京都内で掘削しているわけではなくて、首都圏の周辺の県などから大量に碎石をとっているという実態があります。例えば神奈川あたりから、山がどんどんなくなっていく、実際に目に見える形で山がなくなるといような形で、今度は廃棄物の話としてはもちろんそんな大きな話をするのではないのですが、視点として必ずしもなるべくエネルギーコストを下げていくという方向でだけではなくて、高いエネルギーはかかるのですけれども、そういう首都圏全体の自然の維持というところも若干配慮に入れたようなことを、それをメインにはいけないと思うのですが、そういうことも多少考えてもいいのかなということでも面的に、今はとにかくLというのですか、比較的使いやすいものからやってみようということですが、場合によっては質の高いものについても東京都としては可能性があるのであれば、そういうところについても検討するというようなことをしていただけるといいなというふうには考えております。

それから、裏面のほうの東京で泥土と、法律上は建設汚泥というふうな形でということでは言われていたのですが、泥土のリサイクルについては全国的に過去からかなり検討されていますし、ある程度実用化はされているのですけれども、実態として大量に使用することがなかなかできていないという実態があるかに聞いております。

特に泥土にならずに建設発生土のほうで、廃棄物ではないのですが、通常の工事で発生した土についても、それが実際は使える土なのだけれども需給の関係と時期の関係で保管できないので、結局残土として山へ処分されているというような実態があるので、その辺とのバランスがかなり大きいので、ここで書かれている対策の方向とかで卒業させて再生利用というところについても、実際にどのくらいの需給のバランスがとれるのかということ等をまずは第1段階で、もちろん検討の中に入っているのだと思いますけれども、細かいところを申し上げますと、そのあたりはかなり大事なところになるのではないかというふうに考えていますので、今後検討していただければと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

大体いいでしょうか。

私から気がついたところを4点ばかり指摘させていただきます。

1つは、最初の議論でエコマテリアルの利用に関連して、企業が環境に一生懸命配慮してやっている製品はできるだけ使いましょうという動きがありますね。法律に環境配慮契約法というので、国が廃棄物処理を委託する場合には産廃処理業者の環境配慮なども含めた優良企業とできるだけ契約しましょうという流れで、それと同じように、この会社がつくったものがエコマテリアルかどうかというのを一つ一つ審査するのは無理だということで、一生懸命ホームページや自主的に解析をして、ライフサイクルアセスメントのように環境配慮で資源のこういうものを使ったとか、エネルギーは余り使っていないとか、そういうもので環境に配慮した製品ですよ、普通のものよりもこんなにいいですよというものを総合的に評価して、エコマテリアルやエコ商品を製造する優良な企業と認定して、そういう

ところがつくったものはエコマテリアルとして消費者が信用して買うということが同じように考えられるのかなというのが1つあります。

それから2つ目は、リサイクルに関連してですけれども、リサイクルというのがブランド化されて非常にいいことだということで、いいリサイクルは大いに進めるべきだと思いますけれども、資源の消費とか費用とかいろいろな面から見ると、物によってはコストがかかってしょうがないとか、リサイクル貧乏とか言われるようなこともありますので、みずから本当にいいものかどうかを審査を進めることが必要かと思います。

そういう中で何回か指摘したのですけれども、エネルギーとして使えるものをエネルギーとして使うというのが、今のように原発が一つも動いていないような時期に1キロワットアワー40円も出して買っているときに、ごみ発電所があるのにもかかわらず、そこにゴミを入れて発電の燃料に使っていないというのはちょっと違うのではないかと思います。社会の求めに応じた対応をしていないのではないかとということで、熱を回収した処理も大事なリサイクルだと、サーマルリサイクルとかいう言葉がありますね。ということで、きちんと再評価して情報発信する必要がありますが、誤解を招かないようにする必要があるかと思います。それが2点目です。

それから、3点目に、今まで数値目標を決めるというやり方があって、国も出していますし、国際会議でいろいろな場合でも数値目標を出すのですけれども、環境の分野はいろいろな物差しのトレードオフがありますね。費用とか資源の消費とか環境負荷とかの関係でもそうです。だからリサイクル率とか埋め立て率とかを、今、何ぼだからもう少し頑張って10%アップを目標にとかいうような数字を設定することが非常に危険だなと思います。むしろ資源消費や環境負荷、費用負担の3つの物差しが全てよくなるようなことはないので、ある面から見ればいいけれども、ある面から見れば悪い。そうするとバランスを考えると最適なところは何だろうということを常に考えようという指摘をしたのですけれども、数値目標をリサイクル率が20%だから次は30%だというような盲目的に数値目標を掲げるというのは問題です。

私が大学を受験するときに5当6落とか言って、睡眠時間が6時間も寝ていると大学は入れないというような睡眠時間をどんどん減らすほうがいいというような、それは勉強する時間を長くするのが大事だという意味で使われた数値目標ですけれども、あれも問題かな。だから、本当にいい物差しということで数値目標はよく考えて誤解を招かないように。

4点目の最後ですけれども、区と都の連携の点ですけれども、都としてはいろいろ役割があるかと思います。2004年のときに東京都廃棄物審議会ではプラスチックごみは焼却不適ごみから埋め立て不適物と切りかえて、そういう結果、プラスチックは焼却というような明確な方針は打ち出さなかったのですけれども、今、23区のうち12区が容リ法でリサイクル11区は焼却してエネルギー回収しているという状況で、では、どちらがいいのだとか、それはどういう意味があるのかというような評価をしている発信するでもありますね。だから、こちらは資源の保全のためにいいことだとか、あるいは、環境負荷の低減にいいことだとか、あるいは費用が安いとか、そういう面で比較してあげて、その結果をもとにして次のときにチャンスがあれば区は分別の見直しの根拠としてはデータを使ってもらい、そういうようごみ政策の政策の根拠になるようなものを差し上げるというのも都としては大事なかなと思います。かく区の分別は何となしにそれぞれが勝手に決めたというような状

態になっていますが、もう少し住民の協力のおかげでこうなっていますと言えるようなものが必要かと思えます。

それと、埋め立てなんかも23区は新海面を使いますけれども、多摩は使えないというような状況で非常に格差があって、多摩は処分場が全くないという中で今までやってきて、日ノ出町で処分場をつくったけれども、エコセメントをつくったので、今、処分場はつくったけれどもほとんど使っていないという状況になってきましたね。このままだったら700年か1000年は今の処分場がもつ計算になりますけれども、そういうので見れば、埋め立て処分場の状況とそれに合った中間処理はどうあるべきか、それに合った分別はこうあるべきだ、こういうような計画をそれぞれがやるべきだと思います。埋め立ての状況、それに合った中間処理、中間処理は、23区は溶融、それ以外はエコセメントとなっていますが、その辺の埋め立てと中間処理を明確にすれば分別はどうあるべきかというのはおのずからそれぞれの自治体が決められると思います。

そういうコーディネートの役割もあるのではないかと思います。もう一つ印象に残っているのは、どこかの自治体は焼却場がなかなかできなくて困ってましたよね。ああいうときに、ほかの自治体では焼却施設の稼働率が6割7割ぐらいでゆとりがありましたよね。そういう中で都下の自治体全体でみんな助け合うような仕組みというようなものも東京都が果たす役割かなと都民は期待しているのではないかと思います。

以上、4点だけ関連して指摘しておきたいと思います。

最後に、ほかに何か発言がなければ閉会にしたいと思います。

○谷上資源循環推進部長 先生、ちょっとよろしいですか。

○田中会長 どうぞ。

○谷上資源循環推進部長 今、先生から御指摘があった点、簡単に考えといいますか見解といいますか、最初にエコマテリアルの件で製品とか実際に消費者が、エコマークみたいなものがないことはないのですけれども、選びづらいというのがあるのですけれども、今、例えば国際的なNP0のほうでも環境に配慮した企業のランキングみたいなものをつくっているところがあります。日本の企業もいろいろランキングをしているところもありますので、そういう情報提供もやりながら、究極的には例えば都民の方が手にとった商品がどれぐらいの環境負荷を与えているかという表示があれば一番わかりやすいのですけれども、そういう情報提供が何かできないかというのはこれから考えていきたいと思っております。

それから、サーマルリサイクルの件ですが、ごみ発電は当然そうなのですが、例えば建設廃材等を、いわゆる木質チップにしてバイオマス発電するというのも固定価格買取制度の中では認められておりますので、ある意味、産廃を対象にした再生利用可能エネルギーとしての利用というのも一つはあるのかと思いますので、それは一つのリサイクルの形態だというふうに考えれば、ある程度計画の中でも少し書き込めるのではないかと思います。

それから、数値目標については、やはり都民の方に東京全体でどれぐらいのリサイクルをするのかというのをわかりやすく説明するためには、ある程度数値設定も今の段階では必要ではないかと考えておりますけれども、ただやみくもに形だけつくってもしょうがないので、中身を議論していただいて、これぐらいのところをやってもらおうとか、東京都もこれぐらいやってくださいという御意見もあると思いますので、そこら辺は今後の議

論を深めながら少し決めていければというふうに思っております。

それから、都と区市町村の連携なのですけれども、基本的なスタンスといたしましては地域の特性を踏まえまして、それぞれ区市町村さんが独自の事業を展開しておりますので、それは尊重していきたいというふうに思っております。しかしながら、広域的な課題というのもありますし、いろいろと東京都全体、あるいは日本全体で考えなければいけないようなこともあるので、一つの自治体だけではなかなか解決できない問題もあります。それは東京都としてもできるだけ助言するなり連携をとるような形でのアドバイスみたいなものは進めていく必要があるかと思っておりますので、その辺はうまく連携できるシステムとかを考えていただければと思います。

全体として計画も、先ほどから議論なさっているのは東京ならではのところをかなり出さなければいけないかというふうに思っています、それは5年前につくったときもそうなのですけれども、やはり東京都の特徴としては大消費地であるということと、製造業は少ないのですけれども、事業系といいますか本社機能が東京に集まっておりますので、ある程度業務系を中心とした企業と一緒に発信をするというのは東京都の役割としてはあるのではないかと考えております。そこら辺をうまく計画の中に盛り込めればというふうに考えてございます。

あと、全体としては、15年ぐらい前からある程度廃棄物処理法上というところの廃棄物の適正処理というのはシステムとしては曲がりなりにも確立できてきたのかなと思っていますのですけれども、新たに資源循環という考え方がいろいろと入ってきて、今回もそうなのですけれども、それをいかにごみの視点からいくと、資源循環という視点をどうしても取り入れないとなかなか最適ないろいろな持続可能な社会がつかれないという観点がここ10年ぐらいでかなり強くなってきているのかというふうに感じておりまして、その中で廃棄物処理法というところのいろいろな制約というところもおかしいのですけれども、例えば許可を取るとか登録するというのが果たしてうまくマッチングしているかというところでもない部分があるのかというのを感じている部分もあります。先ほど御意見もあったように、そういう部分について、例えば国が来年度あたり法律改正する際に東京都としてどういうところを回答していくかということも見えてくると思いますので、この部会は廃棄物部会ということもあるのですけれども、資源循環を見据えたいろいろな制度をいかに東京都ならではのいろいろな地域特性を踏まえてやっていけるかというところで御議論いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○田中会長 それでは、今後のスケジュールを説明いただきたいと思います。

○小林計画課長 それでは、今後の廃棄物部会の開催スケジュール案ということで、委員のみ配付資料を御覧いただきたいと思います。

11月の廃棄物審議会総会まであと3回程度御議論をお願いしたいと考えているところでございます。そのうち2回は資源循環部会との合同部会とすることを考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次回は災害廃棄物対策など、その次は廃棄物の循環利用のさらなる促進について、最後に全体を通じて御議論いただければと思ひます。

次回の日程は9月17日（木）午後に開催させていただきたいと考えてございます。開催

時間を含めまして、正式な通知は別途お送りさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○田中会長 それでは、ほかに御発言ないでしょうか。

なければ、今日の「廃棄物部会」は閉会したいと思います。どうもありがとうございました。